

名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例及び名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年10月15日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第62号

名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例及び名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 1 条 名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成19年名古屋市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「 7 円73銭」を「 8 円38銭」に改め、同条第 2 号中「 386,500 円と 5 円18銭」を「 419,000 円と 5 円62銭」に改める。

(名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成5年名古屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「270,655円と28円35銭」を「293,440円と30円73銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例及び名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。